

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の
施行期日を定める政令

(平成 17 年政令第 210 号)

内閣は、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成十七年十月一日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は同年九月一日とする。